

議第17号

漁港事業に要する費用の一部負担について

県は、令和4年度において実施する漁港事業に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

漁港名	所在地		工種	負担額	負担者
	郡市	町村			
堅苔沢漁港	鶴岡		漁港施設整備	工事費の0.7/10に相当する額	鶴岡市
小波渡漁港	〃		〃	〃	〃

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提案理由

漁港事業に要する費用の一部を受益市に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。

議第18号

水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業等に要する費用の一部負担について

県は、令和4年度において実施する水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業等に要する費用の一部を、土地改良法（昭和24年法律第195号）第91条第6項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

地区名	所在地	事業名	工種	負担額	負担者
西郷名取	村山市	水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業	生産基盤	工事費の1/10に相当する額	村山市
天童豊栄 下流	西村山郡 河北町	防災減災事業	農地保全・防災	〃	河北町

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提案理由

水田農業低コスト・高付加価値化基盤整備事業等に要する費用の一部を受益市町に対し負担させるため、土地改良法第91条第6項において準用する同法第90条第10項の規定により提案するものである。

議第19号

県営農業用施設災害復旧事業に要する費用の一部負担について

県は、令和4年度において実施する県営農業用施設災害復旧事業に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

地区名	所在地	事業名	工種	負担額	負担者
米沢平野	米沢市	県営農業用施設災害復旧事業	農地保全・防災	工事費の1/10に相当する額	米沢市
白川1	長井市	〃	〃	工事費の4.6/100に相当する額	長井市
白川2	〃	〃	〃	〃	〃
米沢平野	南陽市	〃	〃	工事費の1/10に相当する額	南陽市
〃	東置賜郡高島町	〃	〃	〃	高島町
〃	東置賜郡川西町	〃	〃	工事費の4/100に相当する額	川西町
白川1	西置賜郡飯豊町	〃	〃	工事費の0.3/100に相当する額	飯豊町
白川2	〃	〃	〃	〃	〃

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提案理由

県営農業用施設災害復旧事業に要する費用の一部を受益市町に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。

議第20号

道路事業（単独）に要する費用の一部負担について

県は、令和4年度において実施する道路事業（単独）に要する費用の一部を、道路法（昭和27年法律第180号）第52条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

路 線 名	所 在 地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
米 沢 飯 豊 線	東置賜	川 西	道路改良事業	工事費の1/10に相当する額	川 西 町
長 井 飯 豊 線	西置賜	飯 豊	〃	〃	飯 豊 町
泥 部 宮 脇 線	上 山		雪寒関連事業	工事費の0.5/10に相当する額	上 山 市
最 上 鬼 首 線	最 上	最 上	〃	〃	最 上 町
新庄次年子村山線	〃	舟 形	〃	〃	舟 形 町
藤 島 由 良 線	東田川	三 川	〃	〃	三 川 町
萱 平 河 崎 線	上 山		側溝整備事業	工事費の1/10に相当する額	上 山 市
天 童 河 北 線	天 童		〃	〃	天 童 市
東 根 尾 花 沢 線	村 山		〃	〃	村 山 市

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提 案 理 由

道路事業（単独）に要する費用の一部を受益市町に対し負担させるため、道路法第52条第2項の規定により提案するものである。

議第21号

急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部負担について

県は、令和4年度において実施する急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部を、地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第1項の規定により、次のとおり負担させるものとする。

指定区域名	所在地		工 種	負 担 額	負 担 者
	郡 市	町 村			
風間(2)	山形		急傾斜地崩壊対策事業	工事費の0.5/10に相当する額	山形市
飯田	〃		〃	工事費の1/10に相当する額	〃
内田元	鶴岡		〃	〃	鶴岡市
由良(3)	〃		〃	〃	〃

備考 事業費精算の結果、負担金の過納額又は不足額が千円未満である場合は、還付又は追徴を行わないものとする。

提 案 理 由

急傾斜地崩壊対策事業に要する費用の一部を受益市に対し負担させるため、地方財政法第27条第2項の規定により提案するものである。